

全員協議会

平成27年9月1日(火)

地域自治区(大滝)の設置期間の延長について

旧伊達市と旧大滝村の合併については、両市村の協議により合併前の旧大滝村に地域自治区を設置し、その存続期間は合併から10年間となっています。このことから大滝区での検討会議や地域協議会で審議した結果、自治区の設置期間延長が要望されました。

このことに対し、市は条例の改正に伴うことから平成27年度第4回伊達市議会定例会において、平成38年3月31日まで期間の延長をするための条例案を上程する予定で、本年9月に市民意見を聞くためのパブリックコメントを実施しています。

(仮称)大滝風力発電事業の計画概要について

インベナジー・ジャパン合同会社が企画し、2,000から3,000KW規模の風力発電約50基を設置する事業計画。

関係する自治体は伊達市、留寿都村、洞爺湖町、壮瞥町で本年7月から風況観測、環境影響評価などに着手し、平成31年に着工し、平成33年から運用開始の予定。

市営住宅の入居制度見直しに関する基本方針について

伊達市の現状を踏まえ、市営住宅の「住宅セーフティネット」としての役割を適切に果たしていくため、現在の「一般公募・抽選方式」の入居者選考を改め市営住宅入居制度全般の見直しをします。

見直し(案)の骨子は、主に①住宅困窮度評価に基づく優先入居制度の導入、②定期入居制度の導入、③入居資格の制限、④改良住宅の収入基準緩和、⑤市営住宅の特定目的指定の拡大、の5項目。

平成27年9月から1ヵ月間のパブリックコメントを実施し、10月に伊達市住宅審議会の審議を経て12月の第4回定例会市議会に条例改正案を上程(施行日(適用日)は平成28年4月1日)。

平成27年9月30日(水)

伊達市がん対策推進条例について

本年9月7日、会派新政クラブから議長に対して「伊達市がん対策推進条例」についての要望書が提出され、質疑が行われました。

内容については、早期に「伊達市がん対策推進条例」を制定することにより市民一人一人が、がんに対する正しい知識を持つことで積極的にがんの予防等への取り組みと、市や関係者がそれぞれの責務、役割を果たしながら、がん対策を推進するものです。

こういった議員からの政策条例の発案は初めての事であり、伊達市民の一層の健康づくりに取り組むための一助となるものと考え、同条例の制定に向けて協議が行われ、12月の第4回定例会に提案する予定。

